

在宅高齢者福祉サービスの紹介

在宅高齢者向け

問い合わせ 高齢福祉課
0287(62)7137



サービス名	内容	対象	料金など
元気アップ デイサービス	いきいき百歳体操や趣味の活動などを行い、高齢者同士の交流を通し介護予防や閉じこもりの解消につなげます	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人で総合事業の対象でない人	・1回100円 ・材料費などは自己負担 ※希望者は無料で送迎可能。
筋力 トレーニング	シニアセンターで温水プールや安全なマシンを使ったトレーニングをします	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人で総合事業の対象でない人	・1コース4カ月 ・1回300円
電力メーターとAIによる フレイル対策	電力使用量からフレイル(虚弱)状態のリスクが高い方を検知して、要介護状態の予防につなげます	65歳以上の一人暮らしで要支援・要介護認定を受けていない人で、総合事業の対象者でない人	・無料
配食サービス	栄養バランスの良い食事を届け、安否確認も行います	65歳以上の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯で、傷病などにより調理が困難な人	・1食につき200～400円 ・週2回まで利用可。 ※所得に応じて料金を決定。
緊急通報装置の 貸出	緊急時にボタンを押すだけで、受信センターと連絡できる装置を貸し出します	65歳以上の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯または重度障害者と同居している人	・無料 ※緊急時に連絡の取れる近隣に居住する協力員(2～3人)が必要。
日常生活用具の 給付	自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話を給付または貸与します	65歳以上の低所得の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯	・無料 ※福祉電話は限度額を超えた通話料は自己負担。
寝具洗濯乾燥 消毒サービス	寝具(掛・敷布団、毛布)の洗濯、乾燥、消毒を行います	65歳以上の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯で、身体的な理由で寝具の衛生管理が困難な人	・料金の1割は自己負担 ・年2回まで利用可能
高齢者 理美容料金 助成サービス	指定の店で理髪する際に利用できる助成券を交付します	65歳以上で、要介護1以上の人	・年間8枚(1枚1,000円相当) ※申請月により交付枚数が変わります。
高齢者紙おむつ 給付サービス	指定の店で紙おむつを購入する際に利用できる助成券を交付します	65歳以上で要介護1以上かつ日常生活自立度判定基準が規定以上で、常時おむつが必要な人	・年間60枚(1枚1,000円相当) ※申請月により交付枚数が変わります。 ※原則、ケアマネジャーの申請による。
高齢者外出支援 タクシー料金 助成サービス	指定のタクシー事業者で利用できる助成券を交付します	70歳以上で「①運転免許を保有していない②自動車を所有せず、かつ、使用していない」のいずれかに該当する人 ※同居などの親族に関する要件あり。	・年間70枚(1枚500円相当) ※申請月により交付枚数が変わります。

在宅高齢者・障害者・健康上の不安がある人向け

サービス名	内容	対象	料金など
救急医療情報 キットの給付	万一の救急時に役立てるように、個人の情報(かかりつけの病院や緊急連絡先など)を記入する用紙と保管する容器を給付します	・65歳以上の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯 ・障害者手帳を持っている人 ・一人暮らし、または日中独居で、持病などにより健康上の不安がある人	・無料

那須塩原市からのお知らせ

NASUSHIOBARA CITY INFORMATION

保険料(税)を改正します

今回の改正では、赤色の文字で示した箇所が変わります。

国民健康保険税の課税限度額

課税限度額とは、保険税負担額に一定の限度を設ける制度です。幅広い所得層から負担してもらうため、次のとおり改正します。

問い合わせ 国保年金課
0287(62)7143



	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
改正前	65万円	22万円	17万円	104万円
改正後	変更なし	24万円	変更なし	106万円

国民健康保険税の軽減判定所得基準

前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減します。5割軽減と2割軽減の対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

問い合わせ 課税課
0287(62)7120

法定軽減 判定所得基準	7割軽減	基礎控除額 (43万円)		+10万円 ×(給与所得者など*の数－1)
	5割軽減		+30万5千円 ×被保険者数	
	2割軽減		+56万円 ×被保険者数	

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。



法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。

・令和6年中に収入がない人のうち、令和7年4月1日時点で18歳以上の人
・収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人
収入申告が必要です

後期高齢者医療保険料の軽減判定所得基準

前年中の世帯の所得が一定の金額以下の均等割額軽減対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合
028(627)6805



均等割額軽減 判定所得基準	5割軽減	基礎 控除額 (43万円)	+30万5千円 ×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など*の数－1)
	2割軽減		+56万円 ×被保険者数	

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

「協会けんぽ」保険料率

中小企業などで働く人やその家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の保険料率が、4月納付分から変わりました。詳細は協会けんぽのホームページを確認してください。

問い合わせ
協会けんぽ栃木支部
028(616)1692



種別	保険料率	
	これまで	4月納付分から
健康保険料率	9.79%	9.82%
介護保険料率	1.60%	1.59%